

新役員報酬規程（案）

別表 1

名 称	報酬月額	職 務 内 容	備 考
理事長	500,000円以下	社会福祉法人東湖園が実施する社会福祉事業全般に渡る統括を行う。	社会福祉法人東湖園が、役員の報酬として支払うことができる年間の限度額は、10,000千円とする。
職務代理者	150,000円以下	理事長に事故ある時、または欠けた時に理事長の職務を代理する。	
常務理事	150,000円以下	理事長を補佐し、理事長の命を受けて常務を行う。	
理 事	100,000円以下	理事長及び常務理事を補佐する。	

※ただし、役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

別表 2

名 称	報酬額	職 務 内 容	備 考
監事	30,000円／回	監事監査指導	

旧役員報酬規程

別表 1

名 称	報 酬 額
役員報酬等	社会福祉法人東湖園が、役員の報酬として支払うことができる年間の限度額は、10,000千円とする。

※ただし、役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

別表 2

名 称	報 酬 額
監事監査指導報酬等	30,000円